

佐世保市における技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について = 今後の取組方針 =

1 現 状

(1) 技能労務職員の数・平均年齢・平均給与等について

平成 19 年 4 月 1 日現在

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐世保市全体	人 314	歳 47.5	円 330,900	円 370,100
清掃職員	67	47.5	318,000	390,200
学校給食員	58	54.6	395,600	409,800
用務員	13	42.1	320,000	355,800
自動車運転手	26	49.6	327,600	363,200
守衛	8	38.4	291,100	348,700
全地方公共団体平均		46.8	324,400	385,900
国家公務員		48.8	-	320,500

平均給料月額、平均給与月額については、すべて百円未満を四捨五入している。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる手当（通勤手当・住居手当・時間外勤務手当等）を合計したものである。

参考 技能労務職員と類似する民間労働者の平均給与月額

	廃棄物処理業従業員	調理師	用務員	自家用乗用自動車運転手	守衛
民間平均 (総務省データ)	299,800 円 (平均 43.3 歳)	211,700 円 (平均 41.9 歳)	227,200 円 (平均 53.9 歳)	217,600 円 (平均 56.6 歳)	259,300 円 (平均 54.1 歳)

民間データは、「賃金構造基本統計調査」の数値を基に、職務の内容が類似すると思われる職種のデータを総務省において再集計（16～18 年の 3 か年平均）したものであるため、本市職員と年齢・業務内容・雇用形態等の点において一致しているものではなく、単純比較はできないが、ひとつの参考として示したものである。

(2) 技能労務職員の年齢別人員数

	合 計	30 歳未満	30 歳～39 歳	40 歳～49 歳	50 歳～54 歳	55 歳以上
技能労務職員全体 (構成比)	314 人	16 人 (5.1%)	75 人 (23.9%)	69 人 (22.0%)	43 人 (13.7%)	111 人 (35.3%)

平成 19 年 4 月 1 日現在【給与実態調査】

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 給与等の見直しに係る基本的な考え方

本市の技能労務職員の給料については、基本方針 2007 や平成 19 年の給与改定に伴う総務省通知などより、国から早期に適正化を図るよう指摘されている事項でもあり、本市としても可能な限り早期に適正化を図る必要があるものと考えられる。

職員手当については、特殊勤務手当の中で、制度の趣旨や本市の現状に即した支給水準に合致しなくなっているものについて、見直しを進めることが必要である。

(2) 地方公営企業の取り組みに係る基本的な考え方

地方公営企業については、集中改革プランにおいて、経営状況等を踏まえながら、企業職員の給与の適正化を図るとともに、定員管理についても事務事業の見直し、民間委託等の推進により企業の経済性を発揮することとしている。

地方公営企業の技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与等については、各公営企業において給与体系や人員配置の状況が異なる面もあるが、当該取組方針の基本的な考え方を踏まえ、今後の具体的な取組内容についても同様に取り組んでいくこととする。

3 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容について

(1) 給与等の見直しに向けた取組内容

技能労務職員の給料月額については、国や他の地方公共団体が技能労務職員に適用している給料月額等を勘案しながら設定することとする。職員手当については、技能労務職員以外の職員も含めた特殊勤務手当の見直しを行うこととし、できる限り早い段階での実施に向けて取り組みを進めるものとする。

(2) 見直しに関する具体的なスケジュール

	19年度	20年度	21年度	22年度以降
技能労務職員の給与等の見直し	→			
給料水準の見直し		制度設計・関係者協議		22年度以降随時見直し
職員手当の見直し (特殊勤務手当)	制度設計・関係者協議		実施	22年度以降随時見直し

4 その他の取り組み等について

技能労務職員の業務や人員の見直しについては、基本的には集中改革プランに基づいて実施することとし、同計画の計画期間である平成21年度(職員定数としては平成22年度当初定数)に向けて取り組みを進めることとする。

民間委託等の推進については、「民間にできるものは民間に委ねる」ことを基本に、行政コストの削減等の観点から、民間活力を活用できる事務事業については民間委託等を推進する。

また、技能労務職員の給与等の見直しについて、当該取組方針に掲げる以外の事項で取り組む必要性が生じた場合には、国の動向や他の地方公共団体の状況等を踏まえながら、積極的に取り組むこととする。